

(別表)

道路の通行制限に伴う協議先一覧表

○高島市より通知を行う関係機関

- ・高島市消防本部
- ・高島市役所各支所

○重要関係機関

- ・車両通行禁止を伴う場合は地元区長・自治会長への協議及び同意を必須とします

関係機関名	協議の必要性	チェック
地元区長・自治会長 ()	車両通行禁止を伴う場合に必要	協議済 ・ 不要
市内バス・乗合タクシー 運行会社 ()	市内バスの路線に該当し、バスの通行に影響がある場合に必要	協議済 ・ 不要

※高島警察署・・・道路使用許可の対象となる場合は、別途高島警察署に道路使用許可申請の手続きを行ってください

○その他関係協議先（特に影響があり協議を行った施設等がある場合ご記入下さい）

--